

前橋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の改正について（議案第133号）

子育て施設課

1 改正の理由

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の改正に伴い、所要の改正を行う。

2 内容

市長が保育所等の利用調整を行うに当たって、特定地域型保育事業者による保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子どもを優先的に取り扱う措置等を講じている場合には、特定地域型保育事業者による卒園後の受皿となる連携施設の確保を不要とする。

3 施行期日

公布の日